

垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第35回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和3年4月23日（金） 午前9時30分～午前10時21分

場 所 全員協議会室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	重吉 伸哉	6	森 千秋
2	中間 信二	7	村山 繁稔
3	大迫 和昭	8	永吉 浩幸
4	下瀬 秀	9	小畑 良之(欠席)
5	瀬角 初美	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 森 秀 和

農地係長 美 坂 康 人

副 主 幹 港 友 和

主 査 神 川 綾

付 議 事 件

- (1) 非農地について
- (2) 農地法第3条許可申請について
- (3) 農地法第5条許可申請について
- (4) 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 農地法第3条第2項第5号に基づく下限面積（別段の面積）について
- (6) 農地所有適格法人の要件確認について
- (7) 「農業委員会事務の実施状況の公表について」に基づく「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」（案）の策定について

議 事

議 長	会長あいさつ。
係 長	諸般報告。
議 長	<p>ただいまから、第35回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は10名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、8番永吉委員、1番重吉委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号非農地について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号の2ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番、申請人〇〇〇〇様、申請地は地目畑が〇〇字〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、地目田が〇〇字〇〇番、〇〇番、〇〇番、合計面積は5,033㎡となっております。</p> <p>申請地は10年以上前から豚舎が建っており、農地として利用することが困難であり、今回、登記地目を田畑から雑種地に変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
2番委員	<p>非農地証明願いが提出された申請地につきまして、4月15日私と大迫委員、事務局職員2名、計4名で現地調査を行いました。</p> <p>申請人は〇〇〇〇さんは50年以上前から現在地で養豚業を営んでいましたが、豚舎や堆肥舎等施設が建設されている複数の土地の登記地目が現況と異なり、畑または田であるため、今回、非農地証明願の提出がされたものです。現地確認したところ当該申請地は10年以上前から既に豚舎等の施設用地として使用されており、農地への復旧は困難と考えます。将来的にも農地として使用することも困難と考え、周知の農地にも特に支障が無いと考えられるため、非農地の要件を満たしております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。

議 長	異議はございませんので、議案第 1 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。 次に議案第 2 号農地法第 3 条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号農地法第 3 条許可申請についてご説明申し上げます。 議案書は 3 ページになります。 合わせて別紙の申請地を示した地図 2 ページから御覧下さい。 今月の許可申請は 3 件でございます。 1 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんで親戚間の贈与によります所有権移転となります。 2 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんで、本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。 3 番の譲渡人、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんで、本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。 申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
10 番委員	1 番の〇〇さんと〇〇さんは親戚関係にあり、親戚間の贈与ということで何ら問題ありません。
8 番委員	2 番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで、本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転で何ら問題ありません。 3 番の譲渡人、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで、本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転で何ら問題ありません。

議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	なし。
議 長	<p>異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	はい。
議 長	<p>議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号農地法第5条許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>今月の申請は2件となります。</p> <p>議案第3号の議案書6ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図10ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番について御説明致します。</p> <p>受付番号1番、申請人は、〇〇〇〇様、申請地は、〇〇字〇〇番、面積は375㎡となっております。申請人は、大型車用の車庫を建設する計画です。</p> <p>続きまして、受付番号2番についてご説明いたします。</p> <p>住宅地図9ページ申請人は、〇〇〇〇様、申請地は、〇〇字〇〇番、面積は330㎡となっております。申請人は、現在借家住まいですが、一般住宅を建設する計画です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。</p>
3番委員	<p>農地法第5条について2件の申請がありましたので、4月15日、事務局2名、中間委員と私で現地調査を行いました。</p> <p>受付番号1番、申請人は、〇〇〇〇様、申請地は、〇〇字〇〇番です。申請人は、大型車用の車庫が必要となったため、申請地を整地し、車庫を作りたいということでした。</p> <p>ここは農振外ということで何ら問題ないと思います。</p> <p>受付番号2番、申請人は、〇〇〇〇様、申請地は、〇〇字〇〇番です。申請人は分譲地に一般住宅を建設したいとのことでした。</p> <p>ここも農振外ということで何ら問題ないと思います。</p>

	以上です。
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件目の申請地は市役所から南へ約 3.2 km に位置します。</p> <p>申請地は、10ha 未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断されます。</p> <p>申請人は、〇〇〇〇様です。</p> <p>申請人は、垂水市で自動車販売業を行っており、大型車用の車庫を建設する計画です。</p> <p>代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことです。</p> <p>資金面は自己資金で賄う計画です。</p> <p>被害防除の面では、現状のまま利用するとのことです。</p> <p>周囲に影響が及ぶような農地はなく何ら問題はないと考えます。</p> <p>2 件目の申請地は市役所から東へ約 1.3km に位置します。</p> <p>申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域に指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地と判断します。</p> <p>申請人は〇〇〇〇様です。</p> <p>申請人は垂水市に居住する個人です。現在借家住まいですが、一般住宅を建設する計画です。</p> <p>代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことです。</p> <p>資金面は自己資金で賄う計画です。</p> <p>被害防除の面では、盛土を行い、土留工事を行うとのことです。</p> <p>用水計画は、公共上水道を利用、雨水排水は水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理するとのことです。</p> <p>周囲に影響が及ぶような農地はなく何ら問題はないと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今、担当委員ならびに事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	なし。
議 長	<p>異議がございませんので、議案第 3 号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>

議 場	はい。
議 長	<p>議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第4号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書8ページをお開きください。</p> <p>今月は、87筆 80,213㎡の利用権設定がありました。</p> <p>うち、田の新規設定は50筆 38,344㎡、再設定は13筆 13,592㎡の合計63筆 51,936㎡です。</p> <p>畑の新規設定は22筆 23,713㎡、再設定は2筆 4,564㎡の合計24筆 28,277㎡となっております。</p> <p>それでは、順番に説明いたします。</p> <p>1、2番は、新規契約で5年間の使用貸借です。</p> <p>3、4番は、新規契約で5年間または10年間の賃貸借です。</p> <p>5番から9番は、新規契約で5年間の使用貸借です。</p> <p>10番、11番は、再契約で5年間の賃貸借です。</p> <p>12番から24番は、再契約で2年間の賃貸借です。</p> <p>18番以降は9ページをご覧ください。</p> <p>25番は、新規契約で10年間の賃貸借です。</p> <p>26番からは公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 鎮守 裕人との契約となっており、同一の地番が、所有者と公社の賃貸借、公社と耕作者の賃貸借で2回出て参ります。</p> <p>26番、27番は、公社と所有者との新規契約で、19年8ヶ月間の賃貸借です。</p> <p>28番から30番は、公社と所有者との新規契約で、19年8ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>31番から32番は、公社と所有者との新規契約で、19年8ヶ月間の賃貸借です。</p> <p>33番から44番は、公社と所有者との新規契約で、19年8ヶ月間または5年間の使用貸借です。</p> <p>35番以降は、10ページをご覧ください。</p> <p>45番、46番は、公社と所有者との新規契約で、19年8ヶ月間または10年間の賃貸借です。</p> <p>47番から49番は、公社と所有者との新規契約で10年間の使用貸借です。</p>

	<p>50 番から 55 番は、公社と所有者との新規契約で 10 年間の賃貸借です。</p> <p>52 番以降は 11 ページをご覧ください。</p> <p>56 番は、公社と所有者との新規契約で 5 年間の使用貸借です。</p> <p>57 番から 66 番は、公社と耕作者との新規契約で、19 年 8 ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>67 番から 70 番は、公社と耕作者との新規契約で、19 年 8 ヶ月間の賃貸借です。</p> <p>69 番以降は 12 ページをご覧ください。</p> <p>71 番から 75 番は、公社と耕作者との新規契約で、19 年 8 ヶ月間または 5 年間の使用貸借です。</p> <p>76 番、77 番は、公社と耕作者との新規契約で、19 年 8 ヶ月間または 10 年間の賃貸借です。</p> <p>78 番から 80 番は、公社と耕作者との新規契約で、10 年間の使用貸借です。</p> <p>81 番から 86 番は、公社と耕作者との新規契約で、10 年間の賃貸借です。</p> <p>続きまして、13 ページをご覧ください。</p> <p>87 番は、公社と耕作者との新規契約で 5 年間の使用貸借です。</p> <p>以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の要件を満たしております。以上です。</p>
議 長	<p>次に担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
1 番委員	<p>1 番 2 番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん兄弟間で 5 年間の使用貸借の新規契約ということで問題ありません。</p> <p>3 番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん 5 年間の賃貸借の新規契約ということで問題ありません。</p> <p>4 番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん 10 年間の賃貸借の新規契約ということで問題ありません。</p>
6 番委員	<p>5 番から 9 番貸人〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、借人は全て〇〇〇〇さん 5 年間の使用貸借の新規契約で〇〇さんの経営規模拡大のためであり、荒地が解消されたと所有者の皆さん喜んでいたので何ら問題ありません。</p>
8 番委員	<p>10 番 11 番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん 5 年間の賃貸借の再設定ということで問題ありません。</p> <p>12 番から 22 番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん 2 年間の賃貸借の再設定ということで問題ありません。</p>

	<p>23 番から 24 番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん 2 年間の賃貸借の再設定ということで問題ありません。</p> <p>25 番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん 10 年間の賃貸借の新規契約ということで問題ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありますか。</p>
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、第 4 号議案は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	<p>議案第 4 号は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 5 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号に基づく下限面積について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案第 5 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号に基づく下限面積について説明いたします。</p> <p>議案書 15 ページになります。</p> <p>平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できることになりました。</p> <p>農業委員会は、毎年下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。</p> <p>垂水市においては、平成 29 年 4 月 25 日の総会において、下限面積を市内全域 20 アールに統一したところでございます。</p> <p>また、平成 30 年 7 月 25 日の総会において空き家に付属した農地の下限面積を 0.1 アールに設定しています。</p> <p>議案書に同封しました住宅地図の続きの 30 ページに他市町の資料が添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>下限面積を変更するか否か、変更する場合はどの程度の下限面積がよろしいか、御協議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見ご質問はありませんか。</p>

2 番委員	今まで 0.1 アールで許可した案件はありますか。
事務局	今まで 1 件もありません。
8 番委員	現状のままでいいと思います。
議 長	それでは、議案第 5 号の下限面積については、従来どおりとし、修正の必要はないと決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第 5 号は、修正の必要はないと決定いたしました。 次に議案第 6 号農地所有適格法人の要件確認について上程します。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第 6 号農地所有適格法人についてご説明申し上げます。 議案の 17 ページを御覧下さい。 農地法第 6 条第 1 項の規定により、年 1 回農業委員会への報告が義務付けられており、令和 2 年度は 15 法人のうち 13 法人の報告書の提出がありました。 農地法第 3 条及び第 6 条の事務の適正化についての指導により、農地所有適格の要件確認について総会に諮る必要があるため提案いたします。 本市では、17 ページのとおり、15 の農地所有適格法人がありますが 5 番の株式会社丸徳農産及び 11 番の農事組合法人垂水八星の 2 法人は報告書が未提出の状態でございます。 この 2 社の取り扱いにつきましては後ほど提案させていただきます。 まずは、報告書の提出がありました 12 法人の要件確認をさせていただきます。 農地所有適格法人の要件としましては、法人形態要件、構成員要件、事業要件、業務執行役員要件の 4 つに適合しなければなりません。 法人形態要件としては株式会社、合名会社、合同会社、農事組合法人でなければなりません。特例有限会社は会社法改正により、名称は有限会社ですが株式会社の扱いになり、13 社とも条件を満たしております。 次に構成員要件としては、その法人の議決権の割合について、農地の権利提供者、常時従事者などが過半を占めなければならないとされており、13 社ともその過半を満たしております、条件を満</p>

	<p>たしております。</p> <p>次に事業要件は、主たる事業が農業であることとされています。本市では4番〇〇〇〇、10番〇〇〇〇は、農業以外の事業がありますが、50%未満であり、11社は農業の事業のみを行っているため条件を満たしております。</p> <p>次に業務執行役員要件は、役員のうち半数以上が農業に常時従事し、さらにそのうち1人以上が農作業に従事することとされており、13社とも条件を満たしております。</p> <p>以上のように本市において、13社は、要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>続きまして、報告書未提出の5番〇〇〇〇および11番〇〇〇〇2法人につきまして、双方とも農地を所有しておらず農業の実態が認められないため、農地法第2条第3項第1号に規定される農地所有適格法人としての要件その法人の主たる事業が農業であることに適合しないと判断し、農地所有適格法人の対象から除外したいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見ご質問はありませんか。</p>
10番委員	5番と11番は実態が無いということですね。
3番委員	5番は無い。〇〇〇〇が作っている。
10番委員	5番は早い時期から無くなっていた。
議長	異議がございませんので、議案第6号は事務局の報告のとおり確認することに決定してよろしいですか。
議長	はい。
議長	<p>議案第7号は原案のとおり確認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第7号農業委員会事務の実施状況等の公表についてに基づく令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の策定について、を上程します。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書19ページをお開きください。</p> <p>農業委員会は、農業委員会の法令事務と促進等事務について、毎</p>

	<p>年、その活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の策定を行い、これらの情報を公開することとなっております。</p> <p>19 ページから 26 ページまでは、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案となります。</p> <p>例年のおおりに、今回もこの案を 4 月 23 日から 1 ヶ月間公表し、地域の方々や農業者などの意見を募集した上で、来月の農業委員会総会にて決定していただきたいと思ひます。</p> <p>つきましては、ご意見等ございましたら事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、27 ページから 29 ページまでは、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案となります。</p> <p>こちらもち案の段階で、今後、ご意見の募集を行った上で最終的な活動計画を来月の総会にて決定していただきたいと思ひますので、内容をご確認いただき、ご意見等ございましたら、こちらもち事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見ご質問はありませんか。</p>
議 場	なし。
議 長	<p>なしということでございます。</p> <p>それでは、議案第 7 号は原案のおおりに決定してよろしいですか。</p>
議 場	はい。
議 長	<p>異議がございませぬので、議案第 7 号は原案のおおりに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、第 35 回総会を終了します。</p> <p>垂水市農業委員会 会 長 葛 迫 巧</p> <p>署名委員 永 吉 浩 幸</p> <p>署名委員 重 吉 伸 哉</p>